

調剤過誤発生時の報告手順

さいたま市民医療センター 薬剤科

当院の院外処方における調剤過誤が発生した場合は、下記の手順で主治医（処方医）および薬剤科にご報告ください。（調剤事故の場合も同様の手順でお願いします）

- 1、調剤過誤の発生が判明後、直ちに薬剤科へ電話にて報告してください。
(処方せん記載の連絡先までお願いします)

* 報告内容 *

- ①薬局名、当事者あるいは薬局の責任者及び連絡先
- ②患者 ID、患者名、処方箋発行日
- ③調剤過誤の概要

- 2、薬剤科で内容を把握した後、薬剤科から主治医（処方医）へ報告し指示を仰ぎます。
- 3、主治医（処方医）からの指示を保険薬局へ連絡します。患者さんへの対応指示があった場合は速やかにご対応ください。

* 対応状況は必要に応じてその都度主治医（処方医）および薬剤科へ報告してください。

- 4、対応終了後は「調剤過誤報告書」に必要事項を記載し、主治医（処方医）へ直接郵送してください。

薬剤科へは事前に電話連絡の上、FAX してください。

20 分以上経過しても FAX が受信されない場合、こちらから連絡をいたします。

* 名前はイニシャルで記載してください。

* FAX 送信時処方箋コピーの添付は必要ありません。

* [調剤過誤報告書はこちらのリンクから参照してください。](#)

2020 年 4 月作成